

令和6年高島市農業委員会第4回総会議事録

- 1 開催日時 令和6年4月10日（水）
午後1時30分から午後2時50分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12
- 3 出席委員（16人）

会長	6番	中田正敏
副会長	10番	地村満信
	1番	田中孝敏（議事録署名委員）
	2番	青谷喜代一
	4番	高木敏一（議事録署名委員）
	5番	采野 哲
	7番	前川幸雄
	8番	古谷久栄
	9番	上原満枝
	11番	中川幸雄
	13番	岸田忠則
	14番	山田善嗣
	15番	浅井嘉己
	17番	清水 巧
	18番	足立 功
	19番	石津紘子
- 4 欠席委員（2人）

	3番	橋本久義
	16番	古田卓見
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員会憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	報告事項
第 1	地域計画の策定について
第 2	営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について
第 3	報告第 6号 人事異動に伴う農業委員会職員の任免について

- 第 4 報告第 7 号 農地の転用事実に関する照会について
 第 5 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 第 6 議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 第 7 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 第 8 議案第 22 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
 第 9 議案第 23 号 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について
 第 10 議案第 24 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 協議事項

- (1) 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について
 (2) 令和 6 年度高島市農業委員会活動計画について

6. 情報提供

- (1) 農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定について

7. 連絡事項

- (1) 令和 6 年第 5 回総会について

- ・ 日 時 令和 6 年 5 月 10 日（金） 午後 1 時 30 分
 ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 11・12

8. 会議に出席した職員

農林水産部	次長兼課長	熊地	吉之
農林水産部農業政策課	課長	中川	長史
農林水産部農業政策課ほ場整備推進室	室長	増本	靖之
農林水産部農業政策課	参事	大辻	可奈子
	主事	南村	悠斗
	主事	中西	香穂

9. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	川崎	弘
	参事	前河	康史
	主任	飯田	浩一

10. 会議の概要 次のとおり

事務局	皆さま、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。定刻になりましたので、ただ今より令和 6 年第 4 回高島市農業委員会総会を開会します。私、この度の人事異動で、農業委員会事務局長を拝命いたしました川崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は、16 名の委員に、ご出席を賜っております。在任委
-----	--

	員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。 欠席の委員は、3番橋本久義委員、16番古田卓見委員です。 本日の案件は、報告事項が2件、報告案件が6件、農地法に基づく許可等案件として第3条案件が7件、第4条案件が1件、第5条案件が4件、市長部局からの案件として高島市農用地利用集積計画 案件が62件、農用地利用集積等促進計画 案件が224件、農業経営改善計画の認定案件が3件、以上309件につきまして、ご審議いただくことになっております。また、本日は15時から全員協議会を予定しておりますので、各委員におかれましても、スムーズな議事進行にご協力を賜りますようお願いいたします。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議いただきます 議事日程第9、議案第23号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」は、■番 ■■■■■ および■番 ■■■■■に退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 みなさまのお手元に、「令和6年第4回高島市農業委員会総会参考資料」を配付させていただいております。なお、参考資料でございますが、個人情報が含まれているものにつきましては回収させていただきます。 参考資料のほかに、議事日程のさしかえ分として報告事項が1件追加になりましたので、さしかえをお願いいたします。議案書の内容部分のさしかえについて、3条所有権の移転6ページの番号3、4の担当委員議席番号に誤りがありました。5条、所有権の移転11ページの番号1の譲渡人の氏名に誤りがありました。農業経営改善計画の概要、43ページの番号1の案件につきましては、面積に誤りがありました。差し替え分を配付させていただきます。たいへん申し訳ございません。
事務局	それでは続きまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。 それでは、地村副会長よろしくをお願いいたします。
副会長	皆様、ご起立ください。 それでは、委員会憲章の唱和をお願いします。 議案書鏡の裏面のページをご覧ください。私が、「高島市農業委員会は」と申しあげましたら、その後が続いて、ご唱和をお願いいたします。 （唱 和）

	有り難うございました。
事務局	それでは、中田会長よりごあいさついただきます。 ごあいさつの後の、総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則 第5条の規定に基づき、会長をお願いいたします。
会長	《会 長 挨 拶》
会長	それでは、本日の議事日程に従いまして会議を進めます。日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名をさせていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、1番田中委員、4番高木委員ご両名をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。第1「地域計画の策定について」事務局から報告願います。
事務局	報告いたします。2月5日「第1回協議の場」、3月5日「第2回協議の場」において協議されましたマキノ地域の計画9件、今津地域の計画3件、安曇川地域の計画1件、新旭地域の計画1件につきましては、3月29日に原案のとおり14件が策定されましたことをご報告申し上げます。以上となります。
会長	それでは、それぞれの地域につきましては、先月の総会で出席いただきました委員の方でご報告をいただいています。ご了承いただきたいと思います。
会長	次に第2「営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について」事務局から報告いたします。
事務局	本日お配りしました参考資料 右肩 資料番号1をご覧ください。それでは、報告させていただきます。営農型太陽光発電は、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家利用により、農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待できます。なお、営農型太陽光発電の取組に当たっては、発電事業を行う間、太陽光パネルの下部の農地で適切

	に営農を継続する必要があり、設備の設置に当たっては、農地法に基づく一時転用が必要となっています。令和6年2月総会にて許可しました高島市鶴川地先での営農型太陽光発電設備の状況報告をさせていただきます。許可書交付後、適正な営農の継続が実施されるよう、高島地区の農業委員および最適化推進委員により定期的なパトロールを実施されてきました。本年2月26日に、設置者から農作物の生産に係る状況報告があり、3月27日に、高島地区委員会で状況を確認されました。 現地は、階段状に3段にわけて太陽光パネルが設置され、太陽光パネルの下部に原木を配置し、原木シイタケを栽培されています。 収穫の状況について、年間で約100キログラムの収穫があり、原木の入れ替えを行うとともに、70本程度追加され、合計200本の原木で栽培されています。 国の基準においては、平均的な単収と比較して、おおむね2割以上減収していないこととなっております。また、令和5年11月から近くの直売所へ出荷をされています。今回の報告については、基準を満たしていると考えます。 なお、本件は、県に報告する必要があり、令和6年3月27日に開催されました高島地区委員会で意見等を踏まえ、代表して高島地区委員長である山田委員の所見により、報告書を提出する予定ですのでご報告いたします。
会長	本件について、地区委員会を開催いただいておりますので、高島地区委員長より報告いただきます。
山田委員	それでは状況報告書の件ですが、詳細につきましては事務局からの報告のとおりです。先月の27日に地区委員を開催しました。状況報告、関係書類の確認を行い、協議をしたところでございます。既に現地確認も行っており、特に出荷の状況につきましては昨年から直売所に出荷をしている事実も確認している状況で、状況報告のとおり実施されているということで、問題なしということで地区委員会の総意でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)

会長	以上で、日程第 2 「報告事項」を終わります。
会長	次に、日程第 3 報告第 6 号「人事異動に伴う農業委員会職員の任免について」事務局から報告願います。
事務局	3 ページをご覧ください。報告第 6 号人事異動に伴う農業委員会職員の任免について。農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会職員を任免したので報告します。令和 6 年 4 月 10 日、高島市農業委員会会長。この度の人事異動では、水口事務局長心得が防災課・原子力防災対策室へ、事務局次長 伊庭次長が退職、青谷参事が今津支所へ転出されました。代わりまして、川崎が学校給食課より転入し、飯田主任が農業政策課との併任が解かれ、農業委員会事務局の専任となりました。よろしくお願いいたします。以上でございます。
会長	以上で、日程第 3 「報告第 6 号」を終わります。
会長	次に、日程第 4 報告第 7 号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	4 ページをお開きください。報告第 7 号農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、これに回答したので、同条 2 項の規定に基づき報告します。令和 6 年 4 月 10 日、高島市農業委員会会長。 番号 1。土地の表示、地番 1878 番。地目、田。面積 290 平方メートル。現況非農地。番号 2。地番 155 番 4。地目、畑。面積 75 平方メートル。現況非農地。番号 3。地番 1517 番 1。地目、畑。面積 484 平方メートル。現況非農地。番号 4。地番 548 番 3。地目、畑。面積 300 平方メートル。他 1 筆。計 2 筆 331 平方メートル。現況非農地。番号 5。地番 67 番。地目、田。面積 611 平方メートル。現況非農地。計 5 件 1, 791 平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号 1 から番号 5 について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。 なお、法務局から照会があれば、14 日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。

会長	以上で説明が終わりました。本件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第4「報告第7号」を終わります。
会長	次に、日程第5 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	5ページをお開きください。高島市 農委議案 第19号、農地法 第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和6年4月10日、高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。6ページをお開きください。 1. 所有権の移転。番号1。土地の表示、地番1468番。地目、田。面積1,461平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集1ページ、2ページをご参照ください。申請地は、現在農業に従事しておらず、農地を処分したい譲渡人と、申請地の近くに住み、特に無農薬栽培に関心がある仲間とグループを作り栽培面積の拡大を図りたいマキノ在住の譲受人が、売買により所有権移転するものです。譲受人は現在農地を所有しておりませんが、5年の農作業経験があり、また水稻栽培に必要な農機具一式を保有しており、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
高木委員	4番高木です。この件につきましては、譲受人の■■■さんは集落の近くに住んでいて、集落内で田を借りて減農薬や無農薬栽培をやっております。特に支障はないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
事務局	番号2。土地の表示、地番1381番1。地目、畑。面積167平方メートル。地番1381番2。地目、畑。面積353平方メートル。地番1381番3。地目、畑。面積168平方メートル。地番1382番。地目、田。面積433平方メートル。計4筆。1,121平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集3ページから6ページをご参照ください。

	申請地は、以前はビニールハウスでほうれん草を栽培されていましたが、高齢のためハウスを撤去し農地を売却したい譲渡人と、申請地において販売用の農産物を栽培したい安曇川の農地所有適格法人が、売買により所有権移転するものです。なお、１３８２番の梅の木は今年分を収穫した後に伐採した後、そばを栽培する旨の農地復元計画書が添付されています。譲受人にあっては、これまでから農作業の受託および農産加工を手掛けており、農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。事務局の説明とおりです。譲受人は法人として大規模に農業経営されておられます。問題ないと考えます。よろしくご審議をお願いします
事務局	番号３。土地の表示、地番３４５７番。地目、田。面積２７０６平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集６ページから８ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作することが難しく処分したい譲渡人と、申請地の近くに居住し、野菜づくりを始めたい安曇川在住の譲受人が、贈与により所有権移転するものです。 譲受人は申請地において、農作業の経験のある母や弟の支援を得ながら、野菜づくりをしたいと考えており、なす、芋などを栽培する計画です。 譲受人世帯における農機具の保有状況は、耕運機が１台、労働力から申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
浅井委員	１５番浅井です。ただいまの事務局の説明とおりでございます。この地域は平成２４年の鴨川の洪水で水につかった土地でございまして、長らく遊休農地になっておった土地を、安曇川在住とおっしゃってました譲受人は、南古賀で土建業を営んでおられますし、現場の状況もご存じだと思いますし、適正に管理されていくものと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。
事務局	番号４。土地の表示、地番６８番１。地目、田。面積８１０平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集９ページから１１ページをご参照ください。申請地は、相続により取得したが住居から遠方であるため売却したい譲渡人と、居住地に隣接し、営農規模を拡大して水稻を栽培し

岸田委員	たい高島在住の譲受人が、売買により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 13番岸田です。譲受人につきましては、以前から、このほ場を管理しておられたということで、現況についても農地ということで確認をしてまいりました。よろしくお願いいたします。
事務局	番号5。土地の表示、地番33番。地目、田。面積1,004平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集11ページから13ページをご参照ください。申請地は、高齢で耕作できないため処分したい譲渡人と、高島市永田に拠点があり農業の規模拡大をしたい県外在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
清水委員	17番清水です。16番の古田委員が本日体調不良により欠席されましたので、代わりに私のほうから報告させていただきます。 この譲受人は、この土地の周辺のおよそ8割を売買により取得されており、実際の耕作は[REDACTED]と聞いております。そのため、この近辺の農地は適切に管理されてますので、この農地についても、今後も適切な管理をされるものと考えます。以上です。充分なるご審議をよろしくお願いいたします。
事務局	番号6。土地の表示、地番1975番。地目、畑。面積350平方メートル。地番1977番。地目、畑。面積138平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集13ページから15ページをご参照ください。申請地は、市外に居住し、年齢的にも畑地を管理することが難しくなってきた譲渡人と、県外に居住し、これまでから市内にセカンドハウスを所有して、家庭菜園を営んでいる譲受人が売買により所有権移転するものです。譲受人は、申請地において、じゃがいも・大根・落花生の栽培を計画しており、農機具は耕運機を1台保有し、これまでの農作業経験から申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。

清水委員	１７番清水です。今回の農地につきまして、不動産業者に案内してもらって現地確認をしてきました。資料写真１５ページのように畑として普段から適切に管理されておりまして、道を挟んで反対側は民家となっておりますので、譲受人が県外在住の方ということで、セカンドハウスを安曇川にもっておられるということを聞いておりますけれども、適切な管理をしていただくことをこちらからも意見をしております。その他作付計画等を拝見しまして適切に管理されるものと期待しております。充分なるご審議の程お願いします。
事務局	番号７。土地の表示、地番１１８５番。地目、田。面積２，００９平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１６・１７ページをご参照ください。申請地は、相続によって農地を取得したが、県外に居住し農機具等も所有しておらず、今後も転居して耕作する見込みがないことから処分したい譲渡人と、申請地近くに居住し、今後一層の経営面積の拡大と自作地の購入を積極的に行いたい譲受人が、売買により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
石津委員	１９番石津です。詳細につきましては事務局の報告のとおりです。問題ないかと思しますので、ご審議の程、よろしくお願いします。
事務局	ここで、事務局のほうから報告させていただきます。２月総会においてご意見のありました「３条申請の複数の農業委員の確認印が必要な場合の取扱い」について、内部で協議しました結果について、併せてご報告申し上げます。委員みなさまにはそれぞれ担当エリアがございますので、担当エリア外の確認をしていただくことは、現地の状況もわからず、やはり困難ではないかとの整理をさせていただきました。申請者にとっては若干の負担とはなりますが、従来どおり委員の担当エリアをまたいでの申請の際は、複数の農業委員の確認印が必要であるとの取扱いでお願いいたします。以上でございます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第１９号「農地法第３条の規定による許可申請について」審議を行います。本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言ください。

会長	(質疑・意見なし) 2月総会の付議事項について、事務局より取扱いについて説明がありましたら重ねてお願いしたいと思いますので何かご意見、ご質問がございいますか。
会長	(質疑・意見なし) それではご意見もないようですので、これより議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決を行います。最初に「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号5の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第１９号「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権の移転」番号１から番号７の案件は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
会長	次に、日程第６ 議案第２０号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただいた農業委員からそれぞれ説明をお願いいたします。
事務局	８ページをお開きください。高島市農委議案第２０号、農地法第４条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年４月１０日、高島市農業委員会会長。農地法第４条の規定による許可申請について。農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。９ページをご覧ください。 番号１。土地の表示、地番３１５番１。地目、畑。面積４６８平方メートル。地番３１７番１。地目、畑。面積１９１平方メートル。地番３１８番。地目、畑。面積７１平方メートル。計１件（３筆）７３０平方メートル。転用目的、一般住宅と庭。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の１８ページから２１ページをご参照ください。 本件は、自宅の敷地と一体的に利用するため、畑３筆を農地転用するものです。農地区分および申請地は、集落内で住宅等が連たんしているため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については自然浸透とします。なお申請地は、以前は申請人の夫が所有し、従来から土蔵などの建物があり、昭和５０年頃に母屋を建替えた際も、農業委員会の許可を得ず、宅地として利用されており、今回申請人が相続されたことで農地であることが判明したもので、無断で転用していたことについて、申し訳なく、今後は

	農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
上原委員	9番上原です。現地確認をさせていただきました。資料21ページを見ていただきますと、ずいぶん前から庭としてお使いのようで、事後承認案件となります。奥さんが一人になられてお家を売りたいというお話をされていたのは聞いていたんですけども、今回、登記ができないということで司法書士さんが見えになって現地確認をさせていただきました。問題ないと考えておりますがどうぞご審議の程お願いします。
会長	ありがとうございます。本件につきまして、ご意見、ご質問がございませんか。
中川委員	11番中川です。まったく単純な質問ですが、19ページの図面でいきますと317の2と318の1は既に転用許可済みという判断でよろしいですね。白いところです。
事務局	ご質問にお答えさせていただきます。おっしゃっていただいています白い部分については、既に宅地にされておられまして、今回の申請の部分は庭や建物の一部になります。よろしくお願いします。
会長	ほかに、ございませんか。
会長	ご意見もないようなので、これより、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請」について審議を行います。番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請」のあった番号1の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第7、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただいた農業委員からそれぞれ説明をお願いします。

事務局	説明させていただきます。１０ページをお開きください。高島市農委議案第２１号、農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年４月１０日、高島市農業委員会会長。農地法第５条の規定による許可申請について。農地法第５条第１項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。 １１ページをご覧ください。１、所有権の移転。番号１。土地の表示、地番９番２。地目、田。面積　９１４平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の２２ページから２４ページをご参照ください。本件は、譲受法人が宅地分譲を行うため、田１筆を売買により譲受け、農地転用するもので、分譲宅地を３区画計画しています。農地区分は、申請地は都市計画の用途地域　第１種住居地域であるため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、申請地の南側の既設道路側溝へ放流し、雑排水は公共下水道へ接続し放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、許可の翌日から１０月下旬完了の予定です。以上でございます。
田中委員	１番　田中です。内容につきましては、事務局の説明どおりです。先日業者の方と現地を立ち会いまして、説明を受け確認を行いました。隣接する田んぼにつきましても、水路等を設けるなどして配慮しておられまして現地は住宅地の真ん中にある土地でございます。確認したところなんの問題もないと思いますので、審議の程よろしく願いいたします。
事務局	番号２。土地の表示、地番１７５４番。地目、田。面積１８１平方メートル。地番１７５４番１。地目、畑。面積１３平方メートル。地番１７５５番。地目、畑。面積１１５平方メートル。計３筆、３０９平方メートル。転用目的、資材置場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の２４ページから２７ページをご参照ください。本件は、譲受法人が、申請地を自社の資材置き場として利用するため、田１筆、畑２筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域の用途地域　第１種住居地域であるため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、自然浸透とします。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持

	って対処する旨の誓約書が添付されています。 なお、譲渡人は、農地の一部を農業委員会の許可を得ず、倉庫を建築して利用されており、今回の申請に関し農地であることが判明したもので、無断で転用していたことについて、申し訳なく、今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、許可の翌日から6月下旬完了の予定です。以上でございます。
前川委員	7番前川でございます。私も譲受人の代表の方と現地確認をしており、申請内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議の程お願いいたします。
事務局	番号3。土地の表示、地番956番1。地目、田。面積950平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の27ページから30ページをご参照ください。本件は、譲受法人が市内への住宅地販売の拠点第1号となり、今後の事業拡大を図る計画で申請されており、宅地分譲を目的として、田1筆を売買により譲受け、農地転用するもので、分譲宅地を3区画計画しています。農地区分は、都市計画区域の用途地域 第1種住居地域および第1種中高層住専であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、敷地内にU字溝を設置し、既設の道路側溝に放流し、敷地の北側および西側にはL型擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、許可の翌日から約90日後の予定です。以上でございます。
山田委員	14番山田です。審査内容につきましては事務局から説明のあったとおりでございます。申請地確認をしまいいりました。特に問題はないものと思われれます。よろしくお願いいたします。
事務局	番号4。土地の表示、地番525番1。地目、畑。面積82平方メートル。転用目的、一般住宅・庭。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の30ページから32ページをご参照ください。本件は、譲受人が、申請地を一般住宅・庭として利用するため、畑1筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、饗庭（五十川）の集落内で、周りに住宅

	等があるため、「住宅等が連たんしている」に該当することから、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については道路側溝へ放流します。なお申請地は、昭和40年頃に住居を新築した際に、農業委員会の許可を得ず、宅地として利用されており、無断で転用していたことについて、申し訳なく今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
足立委員	18番 足立 功です。現地確認いたしました。事務局からの説明のとおりです。特に問題ございません。審議の程よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。 これより、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請」について審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。
采野委員	5番采野です。資料の確認だけなんですけど、番号2の資材置場の件ですが、資料集の24ページから26ページですが、地番の1755ですが25ページでは正方形に近い形をしてるんですが、26ページでの赤書きでは、すごい形が変わっているんですけど、どちらの形が正しいのか確認させてください。
事務局	お答えいたします。26ページの図面の形が現地にあった図でございまして、25ページは当市のGISによる資料であり齟齬が生じている状況です。正しくは、26ページの図が正しい形となります。
采野委員	となると27ページの写真に書かれている赤の点線も本当は、奥のほうに広がっていかんとあかんということやね。ここも四角に書いてあるけど。
事務局	27ページの図中の赤書きについても、おっしゃるとおりでございます。
采野委員	わかりました。
会長	他にございませんか。ご意見も無いようでございますので、これより、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決を行います。「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可すること

	に、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第２１号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった「所有権移転」番号１から番号４の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。 しばらくお待ちください。 （農業政策課職員 入室）
会長	農業政策課の職員が着座しましたのでこれより議事を進めます。 日程第８ 議案第２２号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	１２ページをお開きください。高島市農委議案第２２号。高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和６年４月１０日、高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、次の高島市

	農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。 1、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。 2、公告予定年月日、令和6年4月19日。 高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課南村と申します。私より、農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画、令和6年4月19日滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は14ページでございます。なお、貸し手、借り手の氏名、住所等の読み上げについては割愛させていただきます。1. 利用権設定について、利用権設定農用地は54筆、利用権設定面積は97,216平米でございます。内訳としまして新規51筆、面積は92,168平米、継続3筆、面積5,048平米です。利用権設定者は17名。農用地利用申出者は8名でございます。その他 利用権設定各筆明細は15ページから20ページのとおりでございます。2. 所有権移転について。所有権移転農用地は8筆。所有権移転面積は9,706平米。所有権譲渡者、売り手は2名。所有権譲受者、買い手は2名。その他 所有権移転各筆明細は21ページのとおりでございます。農用地利用申出者及び所有権移転譲受者10名はすべての農地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第22号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議を行います。それでは、まず、15ページから20ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号1から番号54の案件について、審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。
采野委員	5番采野です。全体を通じて旧の農業基盤強化促進法で利用権設定が今回のこれだけ多く出ているんですけども、農用地の申し出者の中に認定農業者さんもかなりおられるんですけども、市の窓口のほうで中間管理機構を利用した利用権設定のほうに、やっぱり。特に担い手さんとかも地域計画があと1年とせまっているとこなんで、そっちの方に、どんどん振っていくべきやと思うんですけど、そのへん市としてどのように対応されているのか。

農業政策課	窓口では、利用権設定の用紙を持ってこられた際などにも中間管理機構を通した貸借の手続きの方法もありますよと周知もさせていただいてパンフレットと一緒に説明させていただいています。その中で、今回は利用権設定のほうで受付をさせていただきました。ただ、次の更新の際にはできないので中間管理機構を通してくださいということのお願いをさせていただきました。
采野委員	認定農業者の人やったら地域計画の重要性をもっと理解してもらわないとあかんと思うんですけど。従来と同じような答えやけど、せっかく農業委員会も頑張って地域計画の作成とかやってるわけなんで、市のほうもやっぱりそっちの方に移っていくやり方として、パンフレットを渡しましたというのではなくって。と個人的には思うんですけど。もうちょっと課の中で方向性みたいなものをしっかりとやるべきやと思うんですけど。意見としてお伝えしておきます。
農業政策課	中間管理機構へ預けていただくことを推奨しており、窓口でパンフレット等を配布しています。次の更新時には、このような設定はできない旨を伝えています。
会長	ほかに意見はありますか。
会長	私自身もこの件で、中間管理機構を通すべきやと思います。昨年度から申し上げています。一体的な取り扱いをしていかないと出し手さんの方が将来的に困ることになる。担い手さんも含めてよい方向へ変えるということに努力していただきたいと思います。 ほかに意見もないようですので、これより、議案第22号「高島市農用地利用集積計画の決定について」採決を行います。 15ページから20ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号1から番号54の案件について、採決を行います。 本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号1から番号54

	の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。 次に 21 ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 から番号 8 の案件について、審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 から番号 8 の案件について採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 から番号 8 の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に 日程第 9 議案第 23 号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	22 ページをお開きください。高島市農委議案第 23 号。農用地利用集積等促進計画の作成について。上記の議案を提出する。令和 6 年 4 月 10 日、高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画（高島市）について意見を求める。 1、農用地利用集積等促進計画（高島市）、別紙のとおり。 2、公告予定年月日、令和 6 年 5 月 31 日。 農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。農用地利用集積等促進計画、令和 6 年 5 月 31 日、滋賀県。農用地利用集積等促進計画は 24 ページのとおりでございます。こちらについても、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。1. 農用

会長	地利用集積等促進計画について、権利設定農用地は２２４筆。権利設定面積は３６１，４５１平米。農地中間管理機構に権利の設定をする者（貸し手）は７８名。権利の設定を受ける者（借り手）は１８名。その他 農用地利用集積等促進計画は２５ページから４１ページのとおりでございます。以上でございます。 以上で説明が終わりました。 これより、議案第２３号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」審議を行います。はじめに２５ページ、農用地利用集積等促進計画。番号１から番号４の案件について審議します。法第３１条第１項の規定により、■■番■■■■■■の退席を求めます。 （■■■■■■ 退席）
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、２５ページ、農用地利用集積等促進計画 番号１から番号４の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、２５ページ、番号１から番号４の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 （■■■■■■ 入場・着席）
会長	続いて、２７ページから３０ページ、農用地利用集積等促進計画、番号３９から番号７４の案件について審議します。法第３１条第１項の規定により、■■番■■■■■■の退席を求めます。 （■■■■■■ 退席）

会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし) ご意見、ご質問がないようですので、これより27ページから30ページ、農用地利用集積等促進計画 番号39から番号74の案件について採決します。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、27ページから30ページ、農用地利用集積等促進計画 番号39から番号74の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 (入場・着席)
会長	続いて、25ページから27ページ、農用地利用集積等促進計画 番号5から番号38の案件、および30ページから40ページ、農用地利用集積等促進計画 番号75から番号220の案件、および41ページ農用地利用集積等促進計画、機構から受け手 番号1から番号4について、審議を行います。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。
中川委員	11番中川です。この申請案件の中に、 と の名前が挙がっているが、私の記憶が正しければ4月1日に合併したと思うのですが、届け出の時の名称を使っておられるのか。公告予定年月日は5月31日となっているので、合併後の名前を公告すべきだと思うのだがどうか。
農業政策課	受付時は従前の団体名で受付していましたので、このように従前の団体名で表示させていただきました。公告の日時が5月31日ということで、これについては、4月下旬ころに の方から合併の確認書類として法人登記等の資料の提出があるので、中間管理機構では と読み替えていただくこととなっています。

会長	中川委員よろしいですか。はい。ほかにご意見ございませんか。
会長	会長から事務局へのお願いですが、今の中川委員の質問に対しまして、答えはおっしゃった通りで良いと思いますが、この議案説明の時に、説明の中でしっかりと伝えていただきたい。委員のご了解を得たうえで賛否をとっていきたいと思います。今後においても、このような取り扱いで進めていきたいと思います。
会長	そのほか、ご意見、ご質問がないようですので、これより採決を行います。 25ページから27ページ、農用地利用集積等促進計画 番号5から番号38の案件、および30ページから40ページ、農用地利用集積等促進計画 番号75から番号220の案件、および41ページ農用地利用集積等促進計画、機構から受け手 番号1から番号4の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、25ページから27ページ、農用地利用集積等促進計画 番号5から番号38の案件、および30ページから40ページ、農用地利用集積等促進計画 番号75から番号220の案件、および41ページ農用地利用集積等促進計画、機構から受け手 番号1から番号4の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	次に、日程第10 議案第24号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	42ページをお開きください。高島市農委議案第24号、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和6年4月10日、高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。

農業政策課

農業政策課大辻と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについてご説明申し上げます。42ページをご覧ください。

今回申請がありましたのは、今津地域、マキノ地域、安曇川地域で新規がそれぞれ1件ずつとなっております。それでは、申請の内容につきまして説明させていただきます。まず冒頭に、先にお出しした議案書の資料の内容に誤りがございまして、資料を差し替えさせていただきましたこと、お詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。その資料1となりますが、【番号1】XXXXXXXXXXの農業経営改善計画の概要です。

このたび、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXの4社が合併し、XXXXXXXXXXを設立されました。今回の農業経営改善計画は、合併前それぞれの法人が認定を受けた改善計画を1つにしたものです。現状の経営面積は32,259アールであり、各集落の地域計画と連動した農地の集約をしながら35,209アールまで拡大する計画を立てられています。新体制においては、従業員の労働時間の適正管理に努めつつ、一人一人が経営分析をしながらコスト管理ができるよう取り組んでいくとともに、農作物の作期分散や麦・大豆など戦略作物の作付に積極的に取り組むなどにより経営所得の安定化を図っていくとされています。

続いて、44ページをご覧ください。【番号2】XXXXXXXXXXの農業経営改善計画の概要です。当法人は、令和5年10月6日に設立され、作付けは今期からとなるため、現状の経営面積は0と記載しております。5年後には農地の集積・集約により1,310アールまで拡大を目指されます。

担い手の高齢化に対応するため、就業規則の整備や農作業の軽減化に取り組み、組合員が持っていた顧客の維持と拡大を進めながら販売を促進し、経営所得の安定化を目指すとしています。

なお、農業用機械等はすべて新規で取得と記載されていますが、購入だけでなく、譲渡を受けるもの等も含まれていることを申し添えます。

続いて、45ページをご覧ください。【番号3】XXXXXXXXXXさんの農業経営改善計画の概要です。梅村さんは以前にも認定を受けておられましたが、一度認定期間が切れたため、新規に申請をされました。現在は集約化を進めた360アールを耕作されており、今後もその周辺での農地の借り入れを進めながら490アールまで拡大する計画を立てられています。今後は、青色申告に取り組んで経営分析とコスト管理を徹底しながら、環境に配慮した特徴ある農法の実践により顧客へのPRを積極的に行い、所得の向上を

会長	目指すとされています。 以上の案件につきましては、農業政策課において慎重に内容を審査（・指導）しておりますこと、また、各関係機関からは同意をいただいていることを申し添えます。 以上で説明が終わりました。これより、議案第２４号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議します。４３ページから４５ページ、番号１から番号３の案件について、審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１から番号３の案件について、採決します。 まず、番号１の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	次に、番号２の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	次に、番号３の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	よって、議案第２４号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号１から番号３の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。（午後２時５０分 議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 1 番 _____

議事録署名委員 4 番 _____